

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよ
うに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に
二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改
正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲
げていないものは、これを加える。

改正後	改正前				
<p>別紙様式第1号（第18条第1項関係）（日本産業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">中間業務報告書</p> <p style="text-align: center;">第 期中〔 年 月 日から 年 月 日まで〕</p> <p style="text-align: center;">株式会社銀行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 株式会社銀行 代表取締役 氏名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>[第1～第5 略] (記載上の注意) [1～7 略]</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期中〔 年 月 日から 年 月 日まで〕中間事業概況書</p> <p>[1～5 略]</p> <p>6 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 50px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p>	信用リスク・アセット算出手法		<p>別紙様式第1号（第18条第1項関係）（日本産業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">中間業務報告書</p> <p style="text-align: center;">第 期中〔 年 月 日から 年 月 日まで〕</p> <p style="text-align: center;">株式会社銀行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 株式会社銀行 代表取締役 氏名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>[第1～第5 同左] (記載上の注意) [1～7 同左]</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期中〔 年 月 日から 年 月 日まで〕中間事業概況書</p> <p>[1～5 同左]</p> <p>6 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 50px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p>	信用リスク・アセット算出手法	
信用リスク・アセット算出手法					
信用リスク・アセット算出手法					

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[略]				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
[略]				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
[同左]				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				

意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[略]				
普通株式等 Tier 1 資本				

意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[同左]				
普通株式等 Tier 1 資本				

[略]				
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[略]				
その他 Tier 1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
[略]				
その他 Tier 1 資本				
[略]				
Tier 1 資本				
[略]				
Tier 2 資本に係る基礎項目				
[略]				
Tier 2 資本に係る調整項目				
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
[略]				

[同左]				
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
その他 Tier 1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
[同左]				
その他 Tier 1 資本				
[同左]				
Tier 1 資本				
[同左]				
Tier 2 資本に係る基礎項目				
[同左]				
Tier 2 資本に係る調整項目				
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
[同左]				

その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
[略]				
Tier 2 資本				
[略]				
総自己資本				
[略]				
リスク・アセット等				
[略]				
自己資本比率及び資本バッファ				
[略]				
調整項目に係る参考事項				
[略]				
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
[略]				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
[略]				

(記載上の注意)

[1～7 略]

[資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率]

エクスポージャーの所在国・地域	当中間期末				前期末			
	カウンター・シクリカル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・	各国・地域の金融当局が定める比率 (%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率 (%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率 (%)	カウンター・シクリカル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・	各国・地域の金融当局が定める比率 (%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率 (%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率 (%)

その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
[同左]				
Tier 2 資本				
[同左]				
総自己資本				
[同左]				
リスク・アセット等				
[同左]				
自己資本比率及び資本バッファ				
[同左]				
調整項目に係る参考事項				
[同左]				
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
[同左]				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
[同左]				

(記載上の注意)

[1～7 同左]

[資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率]

エクスポージャーの所在国・地域	当中間期末				前期末			
	カウンター・シクリカル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・	各国・地域の金融当局が定める比率 (%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率 (%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率 (%)	カウンター・シクリカル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・	各国・地域の金融当局が定める比率 (%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率 (%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率 (%)

	アセットの額の合計額（百万円）				アセットの額の合計額（百万円）			
[略]								
合計								

(記載上の注意)

[1～4 略]

[削る。]

5 [略]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	当中間期末	前期末
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額

	アセットの額の合計額（百万円）				アセットの額の合計額（百万円）			
[同左]								
合計								

(記載上の注意)

[1～4 同左]

5 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率 (%) (経過措置ベース)」は、平成 28 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に 100 分の 25 を乗じて得た比率、平成 29 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に 100 分の 50 を乗じて得た比率、平成 30 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に 100 分の 75 を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること (小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載)。

6 [同左]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	当中間期末	前期末
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額

コア資本に係る基礎項目				
[略]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシ				

コア資本に係る基礎項目				
[同左]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシ				

グ・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額		/		/
特定項目に係る 15%基準超過額		/		/
うち、その他金融機関等の対象 普通株式等に該当するものに 関連するものの額		/		/
うち、モーゲージ・サービシ ング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額		/		/
[略]				
自己資本				
[略]				
リスク・アセット等				
[略]				
自己資本比率				
[略]				

(記載上の注意)

[1～5 略]

[第2～第5 略]

別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係)

(日本産業規格A4)

中間業務報告書

第 期中 (年 月 日から)
(年 月 日まで)

グ・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額		/		/
特定項目に係る 15%基準超過額		/		/
うち、その他金融機関等の対象 普通株式等に該当するものに 関連するものの額		/		/
うち、モーゲージ・サービシ ング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額		/		/
[同左]				
自己資本				
[同左]				
リスク・アセット等				
[同左]				
自己資本比率				
[同左]				

(記載上の注意)

[1～5 同左]

[第2～第5 同左]

別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係)

(日本産業規格A4)

中間業務報告書

第 期中 (年 月 日から)
(年 月 日まで)

株式会社

銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社

銀行

代表取締役 氏

名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

第1 第 期中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間事業概況書

[1～5 略]

6 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[略]				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
[略]				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				

株式会社

銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社

銀行

代表取締役 氏

名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

第1 第 期中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間事業概況書

[1～5 同左]

6 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
[同左]				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				

無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係				

無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係				

るものに限る。)に関連するもの額		/		/
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するもの額		/		/
特定項目に係る15%基準超過額		/		/
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するもの額		/		/
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するもの額		/		/
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するもの額		/		/
[略]				
普通株式等Tier1資本				
[略]				
その他Tier1資本に係る基礎項目				
[略]				
その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額		/		/
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		/		/
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		/		/

るものに限る。)に関連するもの額		/		/
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するもの額		/		/
特定項目に係る15%基準超過額		/		/
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するもの額		/		/
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するもの額		/		/
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するもの額		/		/
[同左]				
普通株式等Tier1資本				
[同左]				
その他Tier1資本に係る基礎項目				
[同左]				
その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額		/		/
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		/		/
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		/		/

その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
[略]				
その他 Tier 1 資本				
[略]				
Tier 1 資本				
[略]				
Tier 2 資本に係る基礎項目				
[略]				
Tier 2 資本に係る調整項目				
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
[略]				
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
[略]				
Tier 2 資本				
[略]				
総自己資本				
[略]				
リスク・アセット等				
[略]				
自己資本比率及び資本バッファ				

その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
[同左]				
その他 Tier 1 資本				
[同左]				
Tier 1 資本				
[同左]				
Tier 2 資本に係る基礎項目				
[同左]				
Tier 2 資本に係る調整項目				
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
[同左]				
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
[同左]				
Tier 2 資本				
[同左]				
総自己資本				
[同左]				
リスク・アセット等				
[同左]				
自己資本比率及び資本バッファ				

[略]
調整項目に係る参考事項
[略]
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
[略]
資本調達手段に係る経過措置に関する事項
[略]

(記載上の注意)

[1~7 略]

[資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率]

エクスポージャーの所在国・地域	当中間期末				前期末			
	カウンター・シクリカル・バッファーの水準に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー(経過措置ベース)	カウンター・シクリカル・バッファーの水準に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー(経過措置ベース)
[略]								
合計								

(記載上の注意)

[1~4 略]

[削る。]

[同左]
調整項目に係る参考事項
[同左]
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
[同左]
資本調達手段に係る経過措置に関する事項
[同左]

(記載上の注意)

[1~7 同左]

[資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率]

エクスポージャーの所在国・地域	当中間期末				前期末			
	カウンター・シクリカル・バッファーの水準に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー(経過措置ベース)	カウンター・シクリカル・バッファーの水準に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー(経過措置ベース)
[同左]								
合計								

(記載上の注意)

[1~4 同左]

5 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%) (経過措置ベース)」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の25

5 [略]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
[略]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るも				

を乗じて得た比率、平成 29 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ比率に 100 分の 50 を乗じて得た比率、平成 30 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ比率に 100 分の 75 を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載）。

6 [同左]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
[同左]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るも				

のを除く。)の額		/		/
適格引当金不足額		/		/
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		/		/
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		/		/
前払年金費用の額		/		/
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		/		/
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		/		/
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		/		/
特定項目に係る 10%基準超過額		/		/
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		/		/
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		/		/
特定項目に係る 15%基準超過額		/		/
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		/		/
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産		/		/

のを除く。)の額		/		/
適格引当金不足額		/		/
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		/		/
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		/		/
前払年金費用の額		/		/
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		/		/
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		/		/
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		/		/
特定項目に係る 10%基準超過額		/		/
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		/		/
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		/		/
特定項目に係る 15%基準超過額		/		/
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		/		/
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産		/		/

に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		/		/
[略]				
自己資本				
[略]				
リスク・アセット等				
[略]				
自己資本比率				
[略]				

(記載上の注意)

[1～5 略]

[第2～第5 略]

別紙様式第3号（第18条第2項関係）

（日本産業規格A4）

業 務 報 告 書

第 期 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$
 株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
 株式会社 銀行
 代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 略]

(記載上の注意)

に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		/		/
[同左]				
自己資本				
[同左]				
リスク・アセット等				
[同左]				
自己資本比率				
[同左]				

(記載上の注意)

[1～5 同左]

[第2～第5 同左]

別紙様式第3号（第18条第2項関係）

（日本産業規格A4）

業 務 報 告 書

第 期 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$
 株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
 株式会社 銀行
 代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 同左]

(記載上の注意)

[1~7 略]

第1 第 期 (年 月 日から) 事業概況書
 (年 月 日まで)

[1~12 略]

13 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[略]				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
[略]				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				

[1~7 同左]

第1 第 期 (年 月 日から) 事業概況書
 (年 月 日まで)

[1~12 同左]

13 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
[同左]				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				

証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				

証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				

ジ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
[略]				
普通株式等 Tier 1 資本				
[略]				
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[略]				
その他 Tier 1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
[略]				
その他 Tier 1 資本				
[略]				
Tier 1 資本				
[略]				
Tier 2 資本に係る基礎項目				
[略]				
Tier 2 資本に係る調整項目				
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額				

ジ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
[同左]				
普通株式等 Tier 1 資本				
[同左]				
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
その他 Tier 1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
[同左]				
その他 Tier 1 資本				
[同左]				
Tier 1 資本				
[同左]				
Tier 2 資本に係る基礎項目				
[同左]				
Tier 2 資本に係る調整項目				
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額				

意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額			
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額			
[略]			
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額			
[略]			
Tier 2 資本			
[略]			
総自己資本			
[略]			
リスク・アセット等			
[略]			
自己資本比率及び資本バッファ			
[略]			
調整項目に係る参考事項			
[略]			
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
[略]			
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
[略]			
(記載上の注意)			
[1 ~ 7 略]			
[資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率]			
	当期末	前期末	

意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額			
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額			
[同左]			
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額			
[同左]			
Tier 2 資本			
[同左]			
総自己資本			
[同左]			
リスク・アセット等			
[同左]			
自己資本比率及び資本バッファ			
[同左]			
調整項目に係る参考事項			
[同左]			
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
[同左]			
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
[同左]			
(記載上の注意)			
[1 ~ 7 同左]			
[資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率]			
	当期末	前期末	

エクスポ ージャー の所在国 ・地域	カウン ター・ シクリ カル・ バッフ ァーの 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセッ トの額 の合計 額（百 万円）	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率 （%）	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 （%）	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 （%） （経過 措置ベ ース）	カウン ター・ シクリ カル・ バッフ ァーの 水準に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセッ トの額 の合計 額（百 万円）	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率 （%）	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 （%）	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 （%） （経過 措置ベ ース）
[略]								
合計								

(記載上の注意)

[1～4 略]

[削る。]

5 [略]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

エクスポ ージャー の所在国 ・地域	カウン ター・ シクリ カル・ バッフ ァーの 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセッ トの額 の合計 額（百 万円）	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率 （%）	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 （%）	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 （%） （経過 措置ベ ース）	カウン ター・ シクリ カル・ バッフ ァーの 水準に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセッ トの額 の合計 額（百 万円）	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率 （%）	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 （%）	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 （%） （経過 措置ベ ース）
[同左]								
合計								

(記載上の注意)

[1～4 同左]

5 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載）。

6 [同左]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
[略]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
[同左]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				

少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[略]				
自己資本				
[略]				
リスク・アセット等				
[略]				
自己資本比率				
[略]				

(記載上の注意)

少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[同左]				
自己資本				
[同左]				
リスク・アセット等				
[同左]				
自己資本比率				
[同左]				

(記載上の注意)

[1～5 略]

[第2～第5 略]

別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係) (日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
第 期 (年 月 日から)
(年 月 日まで)
株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
株式会社 銀行
代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

第1 第 期 (年 月 日から) 事業概況書
(年 月 日まで)

[1～13 略]

14 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末	前期末
	経過措置による不算	経過措置による不算

[1～5 同左]

[第2～第5 同左]

別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係) (日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
第 期 (年 月 日から)
(年 月 日まで)
株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
株式会社 銀行
代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

第1 第 期 (年 月 日から) 事業概況書
(年 月 日まで)

[1～13 同左]

14 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末	前期末
	経過措置による不算	経過措置による不算

	入額	入額
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目		
[略]		
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		
[略]		
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
繰延ヘッジ損益の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		
少数出資金融機関等の普通株式の額		

	入額	入額
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目		
[同左]		
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		
[同左]		
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
繰延ヘッジ損益の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		
少数出資金融機関等の普通株式の額		

特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[略]				
普通株式等 Tier 1 資本				
[略]				
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[略]				
その他 Tier 1 資本に係る調整項目				

特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[同左]				
普通株式等 Tier 1 資本				
[同左]				
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
その他 Tier 1 資本に係る調整項目				

自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
[略]				
その他 Tier 1 資本				
[略]				
Tier 1 資本				
[略]				
Tier 2 資本に係る基礎項目				
[略]				
Tier 2 資本に係る調整項目				
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
[略]				
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
[略]				

自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
[同左]				
その他 Tier 1 資本				
[同左]				
Tier 1 資本				
[同左]				
Tier 2 資本に係る基礎項目				
[同左]				
Tier 2 資本に係る調整項目				
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
[同左]				
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
[同左]				

Tier 2 資本
[略]
総自己資本
[略]
リスク・アセット等
[略]
自己資本比率及び資本バッファ
[略]
調整項目に係る参考事項
[略]
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
[略]
資本調達手段に係る経過措置に関する事項
[略]

(記載上の注意)

[1~7 略]

[資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率]

エクスポージャーの所在国・地域	当期末				前期末			
	カウンター・シクリカル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%) (経過措置ベース)	カウンター・シクリカル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%) (経過措置ベース)

Tier 2 資本
[同左]
総自己資本
[同左]
リスク・アセット等
[同左]
自己資本比率及び資本バッファ
[同左]
調整項目に係る参考事項
[同左]
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
[同左]
資本調達手段に係る経過措置に関する事項
[同左]

(記載上の注意)

[1~7 同左]

[資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率]

エクスポージャーの所在国・地域	当期末				前期末			
	カウンター・シクリカル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%) (経過措置ベース)	カウンター・シクリカル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%) (経過措置ベース)

[略]							
合計							

(記載上の注意)

[1～4 略]

[削る。]

5 [略]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
[略]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サー				

[同左]							
合計							

(記載上の注意)

[1～4 同左]

5 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率 (%) (経過措置ベース)」は、平成 28 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に 100 分の 25 を乗じて得た比率、平成 29 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に 100 分の 50 を乗じて得た比率、平成 30 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に 100 分の 75 を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること (小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載)。

6 [同左]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
[同左]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サー				

ビッシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		/		/
うち、のれんに係るものの額		/		/
うち、のれん及びモーゲージ・サービッシング・ライツに係るもの以外の額		/		/
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		/		/
適格引当金不足額		/		/
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		/		/
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		/		/
前払年金費用の額		/		/
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		/		/
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		/		/
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		/		/
特定項目に係る10%基準超過額		/		/
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		/		/
うち、モーゲージ・サービッシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連す		/		/

ビッシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		/		/
うち、のれんに係るものの額		/		/
うち、のれん及びモーゲージ・サービッシング・ライツに係るもの以外の額		/		/
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		/		/
適格引当金不足額		/		/
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		/		/
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		/		/
前払年金費用の額		/		/
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		/		/
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		/		/
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		/		/
特定項目に係る10%基準超過額		/		/
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		/		/
うち、モーゲージ・サービッシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連す		/		/

るものの額		/		/
特定項目に係る 15%基準超過額		/		/
うち、その他金融機関等の対象 普通株式等に該当するものに関 連するものの額		/		/
うち、モーゲージ・サービシ ング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額		/		/
[略]				
自己資本				
[略]				
リスク・アセット等				
[略]				
自己資本比率				
[略]				

(記載上の注意)

[1～5 略]

[第2～第5 略]

別紙様式第5号（第18条第3項関係）

（日本産業規格A4）

中間連結業務報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで〕

株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

るものの額		/		/
特定項目に係る 15%基準超過額		/		/
うち、その他金融機関等の対象 普通株式等に該当するものに関 連するものの額		/		/
うち、モーゲージ・サービシ ング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額		/		/
[同左]				
自己資本				
[同左]				
リスク・アセット等				
[同左]				
自己資本比率				
[同左]				

(記載上の注意)

[1～5 同左]

[第2～第5 同左]

別紙様式第5号（第18条第3項関係）

（日本産業規格A4）

中間連結業務報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで〕

株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社 銀行
代表取締役 氏 名 印
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

[1~6 略]

第1 (年 月 日から) 中間事業概況書
年 月 日まで

[1・2 略]

3 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[略]				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
[略]				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれ				

株式会社 銀行
代表取締役 氏 名 印
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1~6 同左]

第1 (年 月 日から) 中間事業概況書
年 月 日まで

[1・2 同左]

3 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
[同左]				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれ				

ん相当差額を含む。)の額		/		/
うち、のれん及びモーゲージ・ サービシング・ライツに係るも の以外のものの額		/		/
繰延税金資産（一時差異に係るも のを除く。）の額		/		/
繰延ヘッジ損益の額		/		/
適格引当金不足額		/		/
証券化取引に伴い増加した自己資 本に相当する額		/		/
負債の時価評価により生じた時価 評価差額であって自己資本に算入 される額		/		/
退職給付に係る資産の額		/		/
自己保有普通株式（純資産の部に 計上されるものを除く。）の額		/		/
意図的に保有している他の金融機 関等の普通株式の額		/		/
少数出資金融機関等の普通株式の 額		/		/
特定項目に係る 10%基準超過額		/		/
うち、その他金融機関等に係る 対象資本等調達手段のうち普通 株式に該当するものに関連する ものの額		/		/
うち、無形固定資産（モーゲー ジ・サービシング・ライツに係 るものに限る。）に関連するも のの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異		/		/

ん相当差額を含む。)の額		/		/
うち、のれん及びモーゲージ・ サービシング・ライツに係るも の以外のものの額		/		/
繰延税金資産（一時差異に係るも のを除く。）の額		/		/
繰延ヘッジ損益の額		/		/
適格引当金不足額		/		/
証券化取引に伴い増加した自己資 本に相当する額		/		/
負債の時価評価により生じた時価 評価差額であって自己資本に算入 される額		/		/
退職給付に係る資産の額		/		/
自己保有普通株式（純資産の部に 計上されるものを除く。）の額		/		/
意図的に保有している他の金融機 関等の普通株式の額		/		/
少数出資金融機関等の普通株式の 額		/		/
特定項目に係る 10%基準超過額		/		/
うち、その他金融機関等に係る 対象資本等調達手段のうち普通 株式に該当するものに関連する ものの額		/		/
うち、無形固定資産（モーゲー ジ・サービシング・ライツに係 るものに限る。）に関連するも のの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異		/		/

に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[略]				
普通株式等 Tier 1 資本				
[略]				
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[略]				
その他 Tier 1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
[略]				

に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[同左]				
普通株式等 Tier 1 資本				
[同左]				
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
その他 Tier 1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
[同左]				

その他 Tier 1 資本
[略]
Tier 1 資本
[略]
Tier 2 資本に係る基礎項目
[略]
Tier 2 資本に係る調整項目
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額
[略]
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額
[略]
Tier 2 資本
[略]
総自己資本
[略]
リスク・アセット等
[略]
連結自己資本比率及び資本バッファ
[略]
調整項目に係る参考事項
[略]

その他 Tier 1 資本
[同左]
Tier 1 資本
[同左]
Tier 2 資本に係る基礎項目
[同左]
Tier 2 資本に係る調整項目
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額
[同左]
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額
[同左]
Tier 2 資本
[同左]
総自己資本
[同左]
リスク・アセット等
[同左]
連結自己資本比率及び資本バッファ
[同左]
調整項目に係る参考事項
[同左]

Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
[略]
資本調達手段に係る経過措置に関する事項
[略]

(記載上の注意)

[1~8 略]

[資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率]

エクスポージャーの所在国・地域	当中間期末				前期末			
	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)
[略]								
合計								

(記載上の注意)

[1~4 略]

[削る。]

Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
[同左]
資本調達手段に係る経過措置に関する事項
[同左]

(記載上の注意)

[1~8 同左]

[資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率]

エクスポージャーの所在国・地域	当中間期末				前期末			
	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)
[同左]								
合計								

(記載上の注意)

[1~4 同左]

5 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%) (経過措置ベース)」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分

5 [略]

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
[略]				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額		/		/
[略]				
うち、退職給付に係るものの額		/		/
[略]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額		/		/
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		/		/
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの		/		/

の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載）。

6 [同左]

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
[同左]				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額		/		/
[同左]				
[加える。]				
[同左]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額		/		/
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		/		/
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの		/		/

の以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				

の以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				

うち、モーゲージ・サービスン グ・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額				
[略]				
自己資本				
[略]				
リスク・アセット等				
[略]				
連結自己資本比率				
[略]				

(記載上の注意)

[1～6 略]

第2 [略]

別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係)

(日本産業規格A4)

連結業務報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
株式会社 銀行

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次の
とおり報告します。

目 次

うち、モーゲージ・サービスン グ・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額				
[同左]				
自己資本				
[同左]				
リスク・アセット等				
[同左]				
連結自己資本比率				
[同左]				

(記載上の注意)

[1～6 同左]

第2 [同左]

別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係)

(日本産業規格A4)

連結業務報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
株式会社 銀行

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次の
とおり報告します。

目 次

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

[1~5 略]

第1 (年 月 日から
年 月 日まで) 事業概況書

[1・2 略]

3 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[略]				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
[略]				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るもの）				

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1~5 同左]

第1 (年 月 日から
年 月 日まで) 事業概況書

[1・2 同左]

3 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
[同左]				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るもの）				

のを除く。)の額		/		/
繰延ヘッジ損益の額		/		/
適格引当金不足額		/		/
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		/		/
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		/		/
退職給付に係る資産の額		/		/
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		/		/
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		/		/
少数出資金融機関等の普通株式の額		/		/
特定項目に係る10%基準超過額		/		/
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		/		/
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		/		/
特定項目に係る15%基準超過額		/		/
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通		/		/

のを除く。)の額		/		/
繰延ヘッジ損益の額		/		/
適格引当金不足額		/		/
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		/		/
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		/		/
退職給付に係る資産の額		/		/
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		/		/
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		/		/
少数出資金融機関等の普通株式の額		/		/
特定項目に係る10%基準超過額		/		/
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		/		/
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		/		/
特定項目に係る15%基準超過額		/		/
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通		/		/

株式に該当するものに関連するものの額		/		/
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		/		/
[略]				
普通株式等 Tier 1 資本				
[略]				
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[略]				
その他 Tier 1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額		/		/
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額		/		/
少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額		/		/
その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額		/		/
[略]				
その他 Tier 1 資本				
[略]				
Tier 1 資本				
[略]				
Tier 2 資本に係る基礎項目				

株式に該当するものに関連するものの額		/		/
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		/		/
[同左]				
普通株式等 Tier 1 資本				
[同左]				
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
その他 Tier 1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額		/		/
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額		/		/
少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額		/		/
その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額		/		/
[同左]				
その他 Tier 1 資本				
[同左]				
Tier 1 資本				
[同左]				
Tier 2 資本に係る基礎項目				

[略]
Tier 2 資本に係る調整項目
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額
[略]
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額
[略]
Tier 2 資本
[略]
総自己資本
[略]
リスク・アセット等
[略]
連結自己資本比率及び資本バッファ
[略]
調整項目に係る参考事項
[略]
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
[略]
資本調達手段に係る経過措置に関する事項
[略]

(記載上の注意)

[同左]
Tier 2 資本に係る調整項目
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額
[同左]
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額
[同左]
Tier 2 資本
[同左]
総自己資本
[同左]
リスク・アセット等
[同左]
連結自己資本比率及び資本バッファ
[同左]
調整項目に係る参考事項
[同左]
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
[同左]
資本調達手段に係る経過措置に関する事項
[同左]

(記載上の注意)

[1~8 略]

[資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率]

エクスポージャーの所在国・地域	当期末				前期末			
	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）
[略]								
合計								

(記載上の注意)

[1~4 略]

[削る。]

5 [略]

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

[表略]

[1~8 同左]

[資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率]

エクスポージャーの所在国・地域	当期末				前期末			
	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）
[同左]								
合計								

(記載上の注意)

[1~4 同左]

5 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載）。

6 [同左]

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1~3 略]

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
[略]				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
[略]				
うち、退職給付に係るものの額				
[略]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資				

(記載上の注意)

[1~3 同左]

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
[同左]				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
[同左]				
[加える。]				
[同左]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資				

本に相当する額		/		/
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		/		/
退職給付に係る資産の額		/		/
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		/		/
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		/		/
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		/		/
特定項目に係る 10%基準超過額		/		/
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		/		/
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		/		/
特定項目に係る 15%基準超過額		/		/
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		/		/
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連す		/		/

本に相当する額		/		/
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		/		/
退職給付に係る資産の額		/		/
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		/		/
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		/		/
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		/		/
特定項目に係る 10%基準超過額		/		/
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		/		/
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		/		/
特定項目に係る 15%基準超過額		/		/
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		/		/
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連す		/		/

るものの額		/		/
[略]				
自己資本				
[略]				
リスク・アセット等				
[略]				
連結自己資本比率				
[略]				

(記載上の注意)

[1～6 略]

第2 [略]

別紙様式第11号(第34条の24第1項関係) (日本産業規格A4)

中間業務報告書

第 期中(年 月 日から
年 月 日まで)

銀行持株会社名

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況

を次のとおり報告します。

目 次

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

[1～6 略]

第1 第 期中(年 月 日から
年 月 日まで) 中間事業概況書

るものの額		/		/
[同左]				
自己資本				
[同左]				
リスク・アセット等				
[同左]				
連結自己資本比率				
[同左]				

(記載上の注意)

[1～6 同左]

第2 [同左]

別紙様式第11号(第34条の24第1項関係) (日本産業規格A4)

中間業務報告書

第 期中(年 月 日から
年 月 日まで)

銀行持株会社名

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況

を次のとおり報告します。

目 次

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1～6 同左]

第1 第 期中(年 月 日から
年 月 日まで) 中間事業概況書

[1～4 略]

5 連結自己資本比率等の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[略]				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
[略]				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				

[1～4 同左]

5 連結自己資本比率等の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
[同左]				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				

負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するもの				

負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するもの				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するもの				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するもの				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するもの				

のの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		/		/
[略]				
普通株式等 Tier 1 資本				
[略]				
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[略]				
その他 Tier 1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額		/		/
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額		/		/
少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額		/		/
その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額		/		/
[略]				
その他 Tier 1 資本				
[略]				
Tier 1 資本				
[略]				
Tier 2 資本に係る基礎項目				
[略]				
Tier 2 資本に係る調整項目				
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額		/		/
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びそ		/		/

のの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		/		/
[同左]				
普通株式等 Tier 1 資本				
[同左]				
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
その他 Tier 1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額		/		/
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額		/		/
少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額		/		/
その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額		/		/
[同左]				
その他 Tier 1 資本				
[同左]				
Tier 1 資本				
[同左]				
Tier 2 資本に係る基礎項目				
[同左]				
Tier 2 資本に係る調整項目				
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額		/		/
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びそ		/		/

の他外部T L A C 関連調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部T L A C 関連調達手段の額				
[略]				
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部T L A C 関連調達手段の額				
[略]				
Tier 2 資本				
[略]				
総自己資本				
[略]				
リスク・アセット等				
[略]				
連結自己資本比率及び資本バッファー				
[略]				
調整項目に係る参考事項				
[略]				
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
[略]				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
[略]				

(記載上の注意)

[1～8 略]

[資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率]

エクスポージャーの所在国	当中間期末				前期末			
	カウンター・シクリ	各国・地域の金融当	適用されるカウンタ	適用されるカウンタ	カウンター・シクリ	各国・地域の金融当	適用されるカウンタ	適用されるカウンタ

の他外部T L A C 関連調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部T L A C 関連調達手段の額				
[同左]				
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部T L A C 関連調達手段の額				
[同左]				
Tier 2 資本				
[同左]				
総自己資本				
[同左]				
リスク・アセット等				
[同左]				
連結自己資本比率及び資本バッファー				
[同左]				
調整項目に係る参考事項				
[同左]				
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
[同左]				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
[同左]				

(記載上の注意)

[1～8 同左]

[資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率]

エクスポージャーの所在国	当中間期末				前期末			
	カウンター・シクリ	各国・地域の金融当	適用されるカウンタ	適用されるカウンタ	カウンター・シクリ	各国・地域の金融当	適用されるカウンタ	適用されるカウンタ

・地域	カル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	局が定める比率（%）	一・シクリカル・バッファ比率（%）	一・シクリカル・バッファ比率（%） （経過措置ベース）	カル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	局が定める比率（%）	一・シクリカル・バッファ比率（%）	一・シクリカル・バッファ比率（%） （経過措置ベース）
[略]								
合計								

(記載上の注意)

1 本表は、海外営業拠点を有する銀行若しくは長期信用銀行又は外国に所在するバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

[2～4 略]

[削る。]

5 [略]

[連結自己資本比率の補完的指標である持株レバレッジ比率]

[表略]

(記載上の注意)

・地域	カル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	局が定める比率（%）	一・シクリカル・バッファ比率（%）	一・シクリカル・バッファ比率（%） （経過措置ベース）	カル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	局が定める比率（%）	一・シクリカル・バッファ比率（%）	一・シクリカル・バッファ比率（%） （経過措置ベース）
[同左]								
合計								

(記載上の注意)

1 本表は、海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

[2～4 同左]

5 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率（%）（経過措置ベース）」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載）。

6 [同左]

[連結自己資本比率の補完的指標である持株レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1～3 略]

[外部 TLAC 比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
[略]				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
[略]				
うち、退職給付に係るものの額				
[略]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るもの）				

[1～3 同左]

[外部 TLAC 比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
[同左]				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
[同左]				
[加える。]				
[同左]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るもの）				

のを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産				

のを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産				

に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		/		/
[略]				
自己資本				
[略]				
リスク・アセット等				
[略]				
連結自己資本比率				
[略]				

(記載上の注意)

[1～6 略]

第2 [略]

別紙様式第12号（第34条の24第2項関係）

（日本産業規格A4）

業 務 報 告 書

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで）

銀 行 持 株 会 社 名

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		/		/
[同左]				
自己資本				
[同左]				
リスク・アセット等				
[同左]				
連結自己資本比率				
[同左]				

(記載上の注意)

[1～6 同左]

第2 [同左]

別紙様式第12号（第34条の24第2項関係）

（日本産業規格A4）

業 務 報 告 書

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで）

銀 行 持 株 会 社 名

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1~6 略]

第1 第 期 (年 月 日から
年 月 日まで) 事業概況書

[1~7 略]

8 連結自己資本比率等の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[略]				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
[略]				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				

[1~6 同左]

第1 第 期 (年 月 日から
年 月 日まで) 事業概況書

[1~7 同左]

8 連結自己資本比率等の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
[同左]				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				

適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				

適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				

うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[略]				
普通株式等 Tier 1 資本				
[略]				
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[略]				
その他 Tier 1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
[略]				
その他 Tier 1 資本				
[略]				
Tier 1 資本				
[略]				
Tier 2 資本に係る基礎項目				
[略]				
Tier 2 資本に係る調整項目				

うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[同左]				
普通株式等 Tier 1 資本				
[同左]				
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
その他 Tier 1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
[同左]				
その他 Tier 1 資本				
[同左]				
Tier 1 資本				
[同左]				
Tier 2 資本に係る基礎項目				
[同左]				
Tier 2 資本に係る調整項目				

自己保有 Tier 2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
[略]				
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
[略]				
Tier 2 資本				
[略]				
総自己資本				
[略]				
リスク・アセット等				
[略]				
連結自己資本比率及び資本バッファ				
[略]				
調整項目に係る参考事項				
[略]				
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
[略]				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
[略]				

(記載上の注意)

[1～8 略]

[資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率]

自己保有 Tier 2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
[同左]				
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
[同左]				
Tier 2 資本				
[同左]				
総自己資本				
[同左]				
リスク・アセット等				
[同左]				
連結自己資本比率及び資本バッファ				
[同左]				
調整項目に係る参考事項				
[同左]				
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
[同左]				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
[同左]				

(記載上の注意)

[1～8 同左]

[資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率]

エクスポージャーの所在国・地域	当期末				前期末			
	カウンター・シクリカル・バッファアの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファア比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファア比率（%）	カウンター・シクリカル・バッファアの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファア比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファア比率（%）
[略]								
合計								

(記載上の注意)

- 1 本表は、海外営業拠点を有する銀行若しくは長期信用銀行又は外国に所在するバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

[2～4 略]

[削る。]

5 [略]

エクスポージャーの所在国・地域	当期末				前期末			
	カウンター・シクリカル・バッファアの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファア比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファア比率（%）	カウンター・シクリカル・バッファアの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファア比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファア比率（%）
[同左]								
合計								

(記載上の注意)

- 1 本表は、海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

[2～4 同左]

- 5 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファア比率（%）（経過措置ベース）」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファア比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファア比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファア比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載）。

6 [同左]

[連結自己資本比率の補完的指標である持株レバレッジ比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

[外部 TLAC 比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目	[略]			
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額		/		/
[略]	[略]			
うち、退職給付に係るものの額		/		/
コア資本に係る調整項目	[略]			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額		/		/
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		/		/
うち、のれん及びモーゲージ・		/		/

[連結自己資本比率の補完的指標である持株レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[外部 TLAC 比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目	[同左]			
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額		/		/
[同左]	[同左]			
うち、退職給付に係るものの額		/		/
コア資本に係る調整項目	[同左]			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額		/		/
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		/		/
うち、のれん及びモーゲージ・		/		/

サービシング・ライツに係るもの以外の額			
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
適格引当金不足額			
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
退職給付に係る資産の額			
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額			
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額			
特定項目に係る10%基準超過額			
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額			
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額			
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
特定項目に係る15%基準超過額			
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関			

サービシング・ライツに係るもの以外の額			
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
適格引当金不足額			
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
退職給付に係る資産の額			
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額			
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額			
特定項目に係る10%基準超過額			
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額			
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額			
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
特定項目に係る15%基準超過額			
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関			

連するものの額		/		/
うち、モーゲージ・サービス グ・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額		/		/
[略]				
自己資本				
[略]				
リスク・アセット等				
[略]				
連結自己資本比率				
[略]				

(記載上の注意)

[1～6 略]

第2 [略]

別紙様式第21号（第34条の64の21第1項関係）（日本産業規格A4）

電子決済等代行業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日

主たる事務所

の所在地

名 称

氏 名

印

(記載上の注意)

[1・2 略]

3 法第52条の61の3第1項の規定による登録申請書又は法52条の61の

連するものの額		/		/
うち、モーゲージ・サービス グ・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額		/		/
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額		/		/
[同左]				
自己資本				
[同左]				
リスク・アセット等				
[同左]				
連結自己資本比率				
[同左]				

(記載上の注意)

[1～6 同左]

第2 [同左]

別紙様式第21号（第34条の64の21第1項関係）（日本産業規格A4）

電子決済等代行業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日

主たる事務所

の所在地

名 称

氏 名

印

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[加える。]

6 第 1 項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

[1～8 略]

別紙様式第 22 号 (第 34 条の 64 の 21 第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)

電子決済等代行業に関する報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日

主たる営業所

又は事務所の

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(記載上の注意)

[1・2 略]

3 法第 52 条の 61 の 3 第 1 項の規定による登録申請書又は法 52 条の 61 の 6 第 1 項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

[1～8 略]

別紙様式第 23 号 (第 34 条の 64 の 21 第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)

財産に関する調書 (年 月 日現在)

年 月 日

主たる事務所

の所在地

名 称

[1～8 同左]

別紙様式第 22 号 (第 34 条の 64 の 21 第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)

電子決済等代行業に関する報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日

主たる営業所

又は事務所の

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[加える。]

[1～8 同左]

別紙様式第 23 号 (第 34 条の 64 の 21 第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)

財産に関する調書 (年 月 日現在)

年 月 日

主たる事務所

の所在地

名 称

氏 名

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 法第52条の61の3第1項の規定による登録申請書又は法52条の61の6第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

3～8 [略]

氏 名

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

[加える。]

2～7 [同左]

備考 表中の [] の記載は任意である。